

産業廃棄物処分業許可申請書

(あて先)
横浜市長 山中 竹春 様

令和7年 2月 4日



申請者 〒 230-0044
住 所 横浜市鶴見区弁天町3番地1
J&T 環境株式会社
氏 名 代表取締役社長 長谷場 洋之
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 044-330-9480

担当者名
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれている場合は、その旨を含む)を記載すること。)	別添許可書のとおり
事業所及び事業場の所在地	事務所 〒230-0044 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1 電話番号 045-505-8951
	事業場 〒 別添許可書のとおり 電話番号
事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)	別添許可書のとおり
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	別添許可書のとおり
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び施設の概要	別添許可書のとおり
※ 事 務 処 理 欄	

横浜市資事指令第5016号
令和6年6月11日

許可番号 第05620004313号

産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1

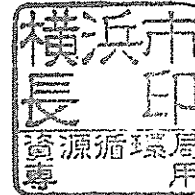
氏名 J&T環境株式会社
代表取締役 長谷場 洋之 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市長 山中 竹春

許可の年月日
許可の有効年月日

平成30年 4月 1日
令和 7年 3月 31日



1. 事業の範囲

中間処理

- 焼却: 燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん 以上13種類
- 中和: 汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む) 以上3種類
- 破碎: 汚泥 (処分する容器の内容物、廃アルカリ乾電池、廃マンガン乾電池に限る)、廃酸 (処分する容器の内容物に限る)、廃アルカリ (処分する容器の内容物に限る)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)、がれき類 以上11種類
- 還元: 汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む) 以上3種類
- 不溶化: 汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む) 以上3種類
- 切断: 廃プラスチック類、金属くず 以上2種類
- 混練・不溶化: 汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃プラスチック類 (廃蛍光灯、水銀が付着した廃電球、廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む)、金属くず (廃蛍光灯、水銀が付着した廃電球、廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯、水銀が付着した廃電球、廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む) 以上4種類
- 脱水: 汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む) 以上1種類
(上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く)

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

横浜市鶴見区弁天町3番地1 ケミカル工場

処理施設の概要

(1) 中和施設 4基

ア 中和1施設 (696.0m³/日) 設置年月日:平成8年12月9日 許可年月日:平成27年10月27日 許可

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

番号：10101号 WEBダウンロード版

イ 中和3施設 (348.0m³/日) 設置年月日：平成24年8月20日 許可年月日：平成27年10月27日 許可番号：10328号

ウ 中和5施設 (還元施設と同一) (87.3m³/日) 設置年月日：平成27年11月4日 許可年月日：平成27年10月27日 許可番号：10350号

エ 中和6施設 (不溶化1施設と同一) (145.2m³/日) 設置年月日：平成27年11月4日 許可年月日：平成27年10月27日 許可番号：10351号

産業廃棄物の種類：汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む) 以上3種類

(2) 中和施設 3基

ア 中和2施設 (190.0m³/日) 設置年月日：平成8年12月9日 許可年月日：平成27年10月27日 許可番号：10104号

イ 中和4施設 (223.0m³/日) 設置年月日：平成24年8月20日 許可年月日：平成24年8月2日 許可番号：10329号

ウ 中和7施設 (72.0m³/日) 設置年月日：平成27年11月4日 許可年月日：平成27年10月27日 許可番号：10349号

産業廃棄物の種類：汚泥、廃酸、廃アルカリ 以上3種類

(3) 還元施設 (中和5施設と同一) 1基 (87.3m³/日)

設置年月日：平成9年1月28日

産業廃棄物の種類：汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む) 以上3種類

(4) 不溶化1施設 (中和6施設と同一) 1基 (145.2m³/日)

設置年月日：平成9年1月28日

産業廃棄物の種類：汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む) 以上3種類

(5) 不溶化2施設 (混練・不溶化施設と同一) 1基 (16.0m³/日)

設置年月日：平成9年1月28日

産業廃棄物の種類：汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む) 以上1種類

(6) 破碎1施設 1基 (46.7t/日)

設置年月日：令和4年7月4日

産業廃棄物の種類：汚泥 (処分する容器の内容物に限る)、廃酸 (処分する容器の内容物に限る)、廃アルカリ (処分する容器の内容物に限る)、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上6種類

(7) 混練・不溶化施設 (不溶化2施設と同一) 1基 (10.4t/日)

設置年月日：平成24年6月14日

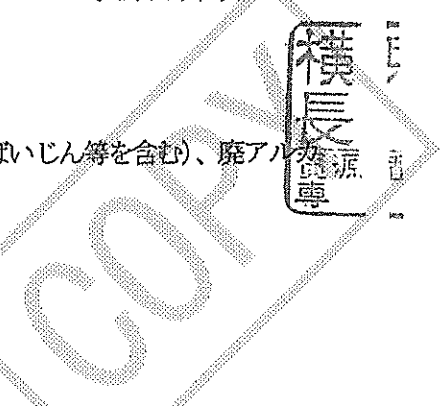
産業廃棄物の種類：汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃プラスチック類 (廃蛍光灯、水銀が付着した廃電球、廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む)、金属くず (廃蛍光灯、水銀が付着した廃電球、廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯、水銀が付着した廃電球、廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む) 以上4種類

(8) 脱水施設 4基

ア 脱水1施設 (461.52m³/日) 設置年月日：平成8年12月9日 許可年月日：平成27年10月27日 許可番号：10102号

イ 脱水2施設 (461.52m³/日) 設置年月日：平成8年12月9日 許可年月日：平成27年10月27日 許可番号：10103号

ウ 脱水3施設 (420.96m³/日) 設置年月日：平成8年12月9日 許可年月日：平成27年10月27日 許可番号：10104号



可番号：10105号

WEBダウンロード版

エ 脱水4施設 (380.4m³/日) 設置年月日：平成8年12月9日 許可年月日：平成27年10月27日 許可番号：10106号

産業廃棄物の種類：汚泥（水銀含有ばいじん等を含む） 以上1種類

(9) 脱水5施設 1基 (192.0m³/日) 設置年月日：平成21年7月21日 許可年月日：平成27年10月27日 許可番号：10296号

産業廃棄物の種類：汚泥 以上1種類

(10) 破碎1 1施設 1基 (5.76t/日)

設置年月日：平成26年10月21日

産業廃棄物の種類：金属くず（廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む） 以上2種類

(11) 破碎3施設 1基 (15.2t/日)

設置年月日：平成28年4月15日

産業廃棄物の種類：汚泥（廃アルカリ乾電池、廃マンガン乾電池に限る）、金属くず（廃アルカリ乾電池、廃マンガン乾電池に限る） 以上2種類

(12) 切断1施設 1基 (48.96t/日)

設置年月日：平成29年7月7日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類（廃バッテリーに限る）、金属くず（廃バッテリーに限る） 以上2種類

(13) 切断2施設 1基 (7.68t/日)

設置年月日：令和2年8月4日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類（廃バッテリーに限る）、金属くず（廃バッテリーに限る） 以上2種類



事業の用に供する施設の所在地

横浜市鶴見区末広町二丁目1番5外 横浜エコクリーン

処理施設の概要

(1) 焼却施設 1基 (219.9t/日)

設置年月日：平成23年3月29日 許可年月日：平成22年5月19日 許可番号：10309号

産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん 以上13種類

(2) 破碎8施設 1基 (172.8t/日)

設置年月日：平成23年3月29日 許可年月日：平成22年5月19日 許可番号：10310号

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上7種類

事業の用に供する施設の所在地

横浜市金沢区福浦一丁目14番5 金沢リサイクル工場

処理施設の概要

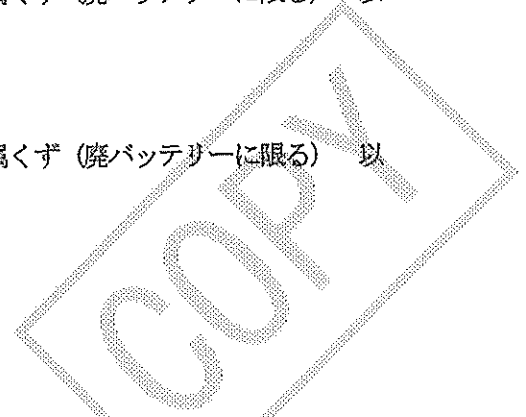
(1) 破碎14施設 1基 (10.18t/日)

設置年月日：平成28年3月31日 許可年月日：平成29年12月1日 許可番号：10370号

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上6種類

(2) 切断5施設 1基 (5.94t/日)

設置年月日：平成29年6月29日



産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず 以上2種類

3. 許可の条件

WEBダウンロード版

- (1) 横浜市鶴見区弁天町3番地1（ケミカル工場）における許可の条件は次のとおりとする。
- ア 中間処理（中和）に伴う産業廃棄物の保管上限は、特別管理産業廃棄物と合わせ、818.0 m^3 とする。
 - イ 中間処理（還元）に伴う産業廃棄物の保管上限は、特別管理産業廃棄物と合わせ、20.0 m^3 とする。
 - ウ 中間処理（不溶化1）に伴う産業廃棄物の保管上限は、特別管理産業廃棄物と合わせ、80.0 m^3 とする。
 - エ 中間処理（不溶化2）に伴う産業廃棄物の保管上限は28.8 m^3 とする。
 - オ 中間処理（破砕1）に伴う産業廃棄物の保管上限は213.0 m^3 とする。
 - カ 中間処理（混練・不溶化、破砕1 1）に伴う産業廃棄物の保管上限は180.8 m^3 とする。
 - キ 中間処理後の汚泥（水銀含有ばいじん等を含む）の保管上限は202.2 m^3 とする。
 - ク 中間処理（破砕3）に伴う産業廃棄物の保管上限は67.6 m^3 とする。
 - ケ 中間処理（切断1、切断2）に伴う産業廃棄物の保管上限は95.0 m^3 とする。
 - コ 横浜市鶴見区末広町二丁目1番1において、中間処理（切断1、切断2）する前の廃バッテリーの保管上限は200.6 m^3 とする。
 - サ 横浜市鶴見区末広町二丁目1番1において、中間処理（不溶化2）する前の汚泥（水銀含有ばいじん等を含む）の保管上限は36.0 m^3 とする。
 - シ 横浜市鶴見区末広町二丁目1番1において、中間処理（破砕1）する前の容器入り廃飲料の保管上限は105.6 m^3 とする。
 - ス 横浜市鶴見区末広町二丁目1番1において、中間処理（破砕3）した後の廃アルカリ乾電池及び廃マンガン乾電池の保管上限は113.4 m^3 とする。
- (2) 横浜市鶴見区末広町二丁目1番5外（横浜エコクリーン）において、中間処理（焼却、破砕8）に伴う産業廃棄物の保管上限は3,004.0 m^3 とする。
- (3) 横浜市金沢区福浦一丁目14番5（金沢リサイクル工場）において、中間処理（破砕14、切断5）に伴う産業廃棄物の保管上限は238.33 m^3 とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成8年4月1日 新規許可
平成30年4月1日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無